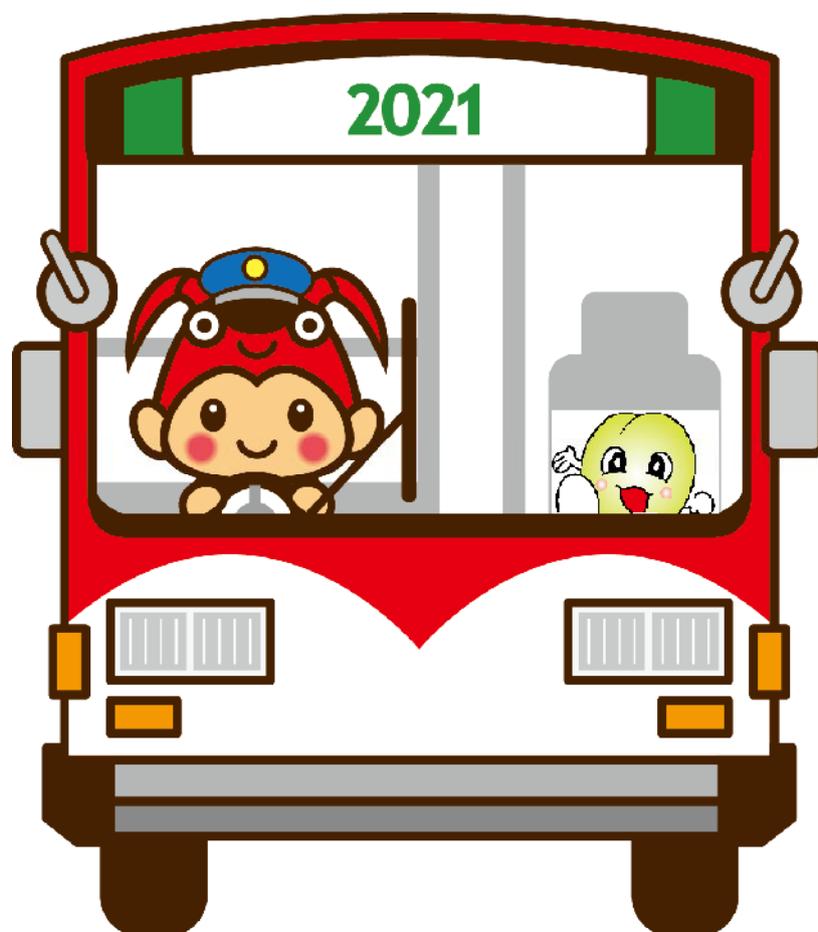


三重とこわか国体いなべ市実行委員会

第1回 輸送交通専門委員会



日時 平成31年2月6日（水）午後3時30分

会場 員弁コミュニティプラザ 2階 集会室

三重とこわか国体

第76回国民体育大会

ときめいて人 かがやいて未来 **2021**

次 第

1 開会

2 事務局長あいさつ

3 輸送交通専門委員会委員紹介

4 報告事項

(1) 第1号報告

第76回国民体育大会の概要について

(2) 第2号報告

第76回国民体育大会のいなべ市開催競技について

(3) 第3号報告

第76回国民体育大会いなべ市開催推進総合計画について

(4) 第4号報告

三重とこわか国体いなべ市実行委員会専門委員会規程について

5 議事

(1) 第1号議案

三重とこわか国体いなべ市輸送交通基本計画（案）について

(2) 第2号議案

三重とこわか国体いなべ市消防防災及び警備基本計画（案）について

6 その他

先催県の国体開催状況について

7 閉会

三重とこわか国体いなべ市実行委員会輸送交通専門委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

職名	所属機関、団体	氏名
委員長	いなべ市都市整備部交通政策課課長	小林 治夫
副委員長	いなべ市建設部管理課課長	太田 東洋
委員	三岐鉄道株式会社総務課課長	小林 努
	三重交通株式会社北勢事業所事業所長	井林 信彦
	公益社団法人三重県バス協会専務理事	青木 周二
	一般社団法人三重県タクシー協会北勢支部支部長	長野 成司
	株式会社JTB四日市支店支店長	中野 浩明
	株式会社近畿日本ツーリスト中部四日市支店支店長	前泊 英樹
	三重県桑名建設事務所保全課課長	板谷 泰男
	三重県桑名地域防災総合事務所地域防災課課長	久保 利晴
	いなべ警察署交通課課長	大市 祐也
	いなべ地区交通安全協会事務局長	伊藤 修治
	いなべ消防署署長	水谷 司
	いなべ消防署北分署分署長	西村 和秀
	いなべ市消防団団長	神谷 清
	いなべ市総務部危機管理課課長	大川 洋海
	いなべ市都市整備部都市整備課課長	加藤 政三
いなべ市建設部建設課課長	二井 弘樹	

(18人)

報告事項

第76回国民体育大会の概要

1 目的

国民体育大会（以下「大会」という。）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、あわせて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 性格

大会は、国民の各層を対象とする体育、スポーツの祭典である。

3 主催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体及び会場地市町村を含めたものとする。

4 会期

- (1) 2021年9月25日（土）から10月5日（火）まで11日間
- (2) 総合開会式 9月25日（土）
- (3) 総合閉会式 10月5日（火）

5 実施予定競技

(1) 正式競技：37競技

ア 毎年実施競技：36競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

イ 隔年実施競技（2競技中1競技を実施）

銃剣道、クレール射撃（第76回国民体育大会ではクレール射撃を実施）

(2) 特別競技：1競技

高等学校野球（硬式及び軟式野球）

(3) 公開競技：5競技

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・

ゴルフ

(4) デモンストレーションスポーツ：32 競技

伊賀流手裏剣打スポーツ、ウォーキング、ウォークラリー、エアロビックス、SSピンポン、カッターレース、かるた競技、カラーリング、キンボールスポーツ、クップ、健康体操、3B体操、シーカヤック、スタンドアップパドルボート、スポーツ鬼ごっこ、スポーツ健康吹き矢、スポーツチャンバラ、スポーツ吹き矢、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、タスポニー、チベットヨガ、ディスクゴルフ、日本拳法、パークゴルフ、パドルテニス、ビーチボールバレー、ビリヤード、ファミリーバドミントン、ペタンク、ユニカール、ラジオ体操

なお、日本スポーツ協会加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催地都道府県と調整の上で実施することができる。

※原則として、開催地都道府県内に居住している者を対象とする。

6 第76回国民体育大会について

(1) 大会愛称「三重とこわか国体」

《趣旨》

「とこわか（常若）」とは、「いつも若々しいこと。いつまでも若いさま。」を表現する言葉である。

第76回国民体育大会は、「活力に満ちた元気な三重」につながる大会を目指しており、三重の人、地域、そして来訪者の全てが活力に満ち元気になることを願い、そのようなきっかけにつながる大会となるようにとの思いを込めて、活力に満ちた元気な姿を「いつまでも若いさま」という意味の「とこわか」に託している。

「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 HP」参照

(2) 大会スローガン「ときめいて人 かがやいて未来」

《趣旨》

大会の競技に参加「する」人の躍動感あふれる姿や、競技を「みる」人や「支える」人の、いきいきとした姿を、「ときめいて」の言葉に託し、全ての人が、そのようにときめいて、持てる力を結集することで、大会が成功に導かれることを目指していくものとする。

また、大会に関わる全ての人が、大会を通じて、夢と感動、喜びと充実感を味わえるように、との思いも「ときめいて」に込めている。

さらに、大会後も将来にわたり、このようなときめきを大切に、人や地域がいつまでも元気であり続けていくような未来を願い、その思いを「かがやいて」に託している。

「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 HP」参照

(3) 大会マスコットキャラクター（愛称「とこまる」）



《趣旨》

「県のさかな」に指定され、三重県を代表するトップブランドのひとつでもある伊勢えびをモチーフにしている。

伊勢えびは、従来、縁起物として使われ、一般には健康長寿の象徴として、また、飛び跳ねる姿が力強さや若さ、生命力を感じさせることから、愛称に使われた「とこわか」の意味する、「若々しさ」とよく調和している。

「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 HP」参照

第2号報告

第76回国民体育大会いなべ市開催競技

開催競技	開催形式	種別	競技会場
ハンドボール	共催 (鈴鹿市) (伊賀市)	少年男子	員弁運動公園体育館 いなべ市立北勢中学校体育館
自転車 (ロード・レース)	共催 (四日市市)	成年男子 少年男子 女子	いなべ市特設ロードレースコース

競技別会期

開催競技	競技会場	会期
ハンドボール	員弁運動公園体育館	2021年9月25日(土)から 2021年9月28日(火)まで
	いなべ市立北勢中学校体育館	2021年9月25日(土)
自転車 (ロード・レース)	いなべ市特設ロードレースコース	2021年10月3日(日)

第76回国民体育大会いなべ市開催推進総合計画

第76回国民体育大会「三重とこわか国体」（以下「国体」という。）の成功に向け、市民の総力を結集して、簡素な中にも心のこもった本市にふさわしい魅力と活力あふれる大会を目指し、いなべ市開催基本方針に沿って開催推進総合計画を策定する。

1 基本方針

(1) 総務企画関係

ア 総務企画

県、競技団体、関係機関及び団体等と緊密な連携のもと、競技会を円滑に進めるため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

イ 財務

県、競技団体、関係機関及び団体等との相互協力のもと、創意と工夫を凝らし、適切で効率的な財務の運営を図る。

ウ 広報

国体への市民の関心や参加意識を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本市の魅力を広く全国に発信する。

エ 市民運動

市民一人ひとりが国体に積極的に参加する機運を高め、多くの市民が国体に関わることができるよう市民運動を推進する。

オ 歓迎接伴

大会参加者、大会関係者及び観覧者に対して、おもてなしの心で温かく迎え訪れた方々の心にいつまでも残るような歓送迎や案内業務を実施する。

(2) 競技式典関係

ア 競技

競技会の開催にあたっては、県、競技団体、関係機関及び団体等と緊密な連携を図り、円滑で効率的な運営を行うものとする。

イ 式典

表彰式等の式典は、関係者と十分協議し、簡素な中にもぬくもりが感じられるよう創意と工夫を凝らしたものとする。

ウ 施設

競技施設は、国体開催基準要項の施設基準を尊重し、安全で円滑な競技運営が図られるよう万全を期する。

(3) 宿泊衛生関係

ア 宿泊

選手及び監督をはじめとする大会関係者を温かくお迎えするため、関係機関及び団体等の協力を得ながら、十分に休養できる快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

イ 医事衛生

国体に関わるすべての方々が、快適で安全安心な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、関係機関及び団体等の協力を得ながら、防疫、医療及び救護の体制を確立する。

(4) 輸送交通関係

ア 輸送交通

輸送力の確保に努めるとともに、関係機関及び団体等との緊密な連携により、安全かつ効率的な輸送体制の確立を図り、交通安全対策にも万全を期する。

イ 消防防災、警備

会場及び宿泊施設等における災害の防止、治安の確保及び非常時の緊急対策について万全を期するため、関係機関及び団体等との緊密な連携により、消防防災及び警備の体制を確立する。

2 開催推進総合計画（年次計画）

第76回国民体育大会いなべ市開催推進総合計画（年次計画）は、別表のとおりとする。

第76回国民体育大会いなべ市開催推進総合計画(年次計画)

区分	年度	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	平成33年度(2021)
		4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
	国体開催地	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県
総務・企画	主要行事		国体開催及び会期決定		競技別リハーサル大会開催 自転車ロード、ハンドボール 中央競技団体第2次正規視察	第76回国民体育大会開催
	組織	準備委員会設立発起人会 準備委員会設立 準備委員会第1回総会	実行委員会へ改組 準備委員会第2回総会 実行委員会第1回総会 常任委員会、専門委員会	実行委員会第2回総会 ※常任委員会:年1回程度開催 ※専門委員会:年複数回開催	実行委員会第3回総会	実行委員会第4回総会 実行委員会第5回総会(解散)
	総務企画	開催基本方針策定	開催推進総合計画、年次計画策定	※進行管理		
	財務		企業協賛取扱い要項検討 リハーサル大会開催経費検討 国体開催経費予算検討	企業協賛取扱い要項作成、募集 リハーサル大会予算編成	リハーサル大会予算執行及び決算 国体開催経費予算編成	国体開催予算執行及び決算
	広報		広報基本計画作成	※広報啓発活動推進 ホームページ情報発信 国体報告書編成方針検討	国体報告書編成方針決定	国体報告書作成
競技・施設・式典	市民運動		市民運動基本計画作成	市民運動実施計画作成 国体ボランティア募集要項作成 リハーサル大会ボランティア業務計画作成、募集、研修	※市民運動実践 国体ボランティア募集、研修 国体ボランティア業務計画作成 リハーサル大会ボランティア配置	国体ボランティア配置
	歓迎接待		歓迎接待基本計画作成	接待業務計画、接待業務要領作成 歓迎装飾実施要項作成 案内所、休憩所設置要項作成 売店設置要項作成 観光ガイドブック、マップ等作成検討	歓迎装飾実施要項作成 リハーサル大会案内所、休憩所設置 リハーサル大会売店設置 観光ガイドブック、マップ等作成	国体案内所、休憩所設置 国体売店設置
	競技		競技会運営基本計画作成 競技役員等編成案検討 競技会係員、補助員編成検討 リハーサル大会開催基本計画作成	競技日程案、競技別実施計画作成 競技役員等編成作成 競技会係員、補助員編成計画作成 リハーサル大会開催実施要項作成 競技別実施要項作成 競技用具整備、配備	競技別実施要項作成 競技役員等養成計画作成 競技役員等編成決定 競技会係員、補助員編成計画養成 リハーサル大会開催 競技用具整備、配備	競技別プログラム作成 競技役員、補助員の委嘱 競技会係員、補助員の委嘱 競技用具整備、配備(完了)
	式典			式典基本計画作成 炬火イベント検討	式典実施要項作成 炬火イベント実施要項作成	各競技式典実施 炬火イベント実施
	施設		施設整備基本計画作成 仮施設整備計画検討 (リハーサル大会、国体)	競技会場施設整備推進、点検 仮施設整備計画作成 (リハーサル大会、本大会) 会場管理計画作成	リハーサル大会仮施設設置 リハーサル大会会場管理	国体会場仮施設設置 国体会場管理
宿泊・医事衛生	宿泊		宿泊基本計画作成	宿泊業務実施要項作成 リハーサル大会宿泊実施要項作成 国体弁当調達要項及び要領作成 リハーサル大会弁当調達計画検討	配宿計画作成 リハーサル大会宿泊 弁当調達業者調査選定 リハーサル大会弁当調達	宿泊本部設置、国体宿泊 弁当調達
	医事衛生		医事衛生基本計画検討、作成	医療救護要項、要領作成 防疫対策要項、要領作成 食品衛生対策要項、要領作成 環境衛生対策要項、要領作成	リハーサル大会救護本部設置 医療機関との連絡調整	国体救護本部設置
輸送交通・消防防災・警備	輸送交通		輸送交通基本計画作成	輸送交通業務実施要項作成 借上車輛数調査 駐車場調査 交通対策業務実施要項作成	会場地輸送計画作成 駐車場管理運営要領作成 交通規制案内標識計画作成 会場別交通規制実施要領作成 リハーサル大会輸送	輸送本部設置
	消防防災、警備		消防防災、警備基本計画作成		消防防災業務実施要項作成 警備業務実施要項作成 リハーサル大会現地本部設置	消防防災、警備本部設置

三重とこわか国体いなべ市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体いなべ市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、三重とこわか国体いなべ市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体いなべ市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席（あらかじめ通知された事項について、代理人が出席した場合及び書面により議決権を行使する旨の書面の提出があった場合を含む。）がなければ開会し、議決することはできない。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者をもって構成する。
- 3 専門部会に関する事項は、委員長が定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年10月2日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
<p>総務企画 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合計画に関すること。 2 広報及び市民運動に関すること。 3 歓迎接伴及び歓迎装飾に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合計画の実施に関すること。 2 広報及び市民運動の実施に関すること。 3 観光、接待及び歓迎装飾の実施に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項の実施に関すること。
<p>競技式典 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に関すること。 2 競技施設及び関連施設の整備に関すること。 3 開始式及び表彰式に関すること。 4 大会旗及び炬火イベントに関すること。 5 その他競技式典に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営の実施に関すること。 2 競技施設及び関連施設の整備の実施に関すること。 3 開始式及び表彰式の実施に関すること。 4 大会旗及び炬火イベントの実施に関すること。 5 その他競技式典の実施に関すること。
<p>宿泊衛生 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊及び配宿計画の実施に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生の実施に関すること。 3 医療救護の実施に関すること。 4 その他宿泊衛生の実施に関すること。
<p>輸送交通 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送計画に関すること。 2 交通及び駐車場対策に関すること。 3 消防防災及び警備対策に関すること。 4 その他輸送交通に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送計画の実施に関すること。 2 交通及び駐車場対策の実施に関すること。 3 消防防災及び警備対策の実施に関すること。 4 その他輸送交通の実施に関すること。

議 事

三重とわか国体いなべ市輸送交通基本計画（案）

1 目的

三重とわか国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、県の「輸送交通基本方針」及び「いなべ市開催推進総合計画」に基づき、交通及び道路の状況等に十分配慮し、安全かつ効率的な輸送を行うものとする。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場及び宿泊施設間の公共交通機関の状況等から必要と認められるときは計画輸送を行う。

ウ 競技共催市町間の輸送

他市町と共催で行う競技関係者の輸送については、当該市町と協議の上、定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署等関係機関及び団体等と協議の上、必要に応じて交通規制を行う。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全確保と目的地への円滑な誘導を図るため、競技会場及び練習会場周辺道路等に案内標識を掲出し、必要に応じて整理誘導員を配置する。

ウ 駐車場の確保

競技会場、練習会場及びその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

エ 交通環境整備

大会期間中は、大会参加者等に対し、公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、市民に対しても渋滞の原因となる違法駐車防止、自家用車利用の自粛協力等交通環境整備のための啓発に努める。

三重とこわか国体いなべ市消防防災及び警備基本計画（案）

1 目的

三重とこわか国体（以下「大会」という。）における消防防災及び警備対策については、県の「警備・消防防災基本方針」及び「いなべ市開催推進総合計画」に基づき、関係機関及び団体等との緊密な連携のもとに、消防防災及び警備体制の確立を図り、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期する。

2 内容

(1) 消防防災対策

- ア 競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害予防及び災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急救助等に関する諸対策を講じる。
- イ 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火及び防災意識の高揚を図る。

(2) 警備対策

- ア 競技会場等における雑踏事故及びその他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。
- イ 大会期間中には、暴力事犯及び盗犯防止対策等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。

(3) 関係機関等との連絡調整

消防防災及び警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関及び団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。

參考資料

三重とこわか国体いなべ市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、三重とこわか国体いなべ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、三重とこわか国体において、いなべ市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) いなべ市職員を代表する者
- (2) 市議会議員を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 6人以内
- (3) 常任委員 40人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第6条 会長は、いなべ市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、及び議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

(3) 専門委員会への付託又は委任する事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、及び決定した事項並びに次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項について必要に応じ次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員会の役員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員会の役員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余

裕がないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

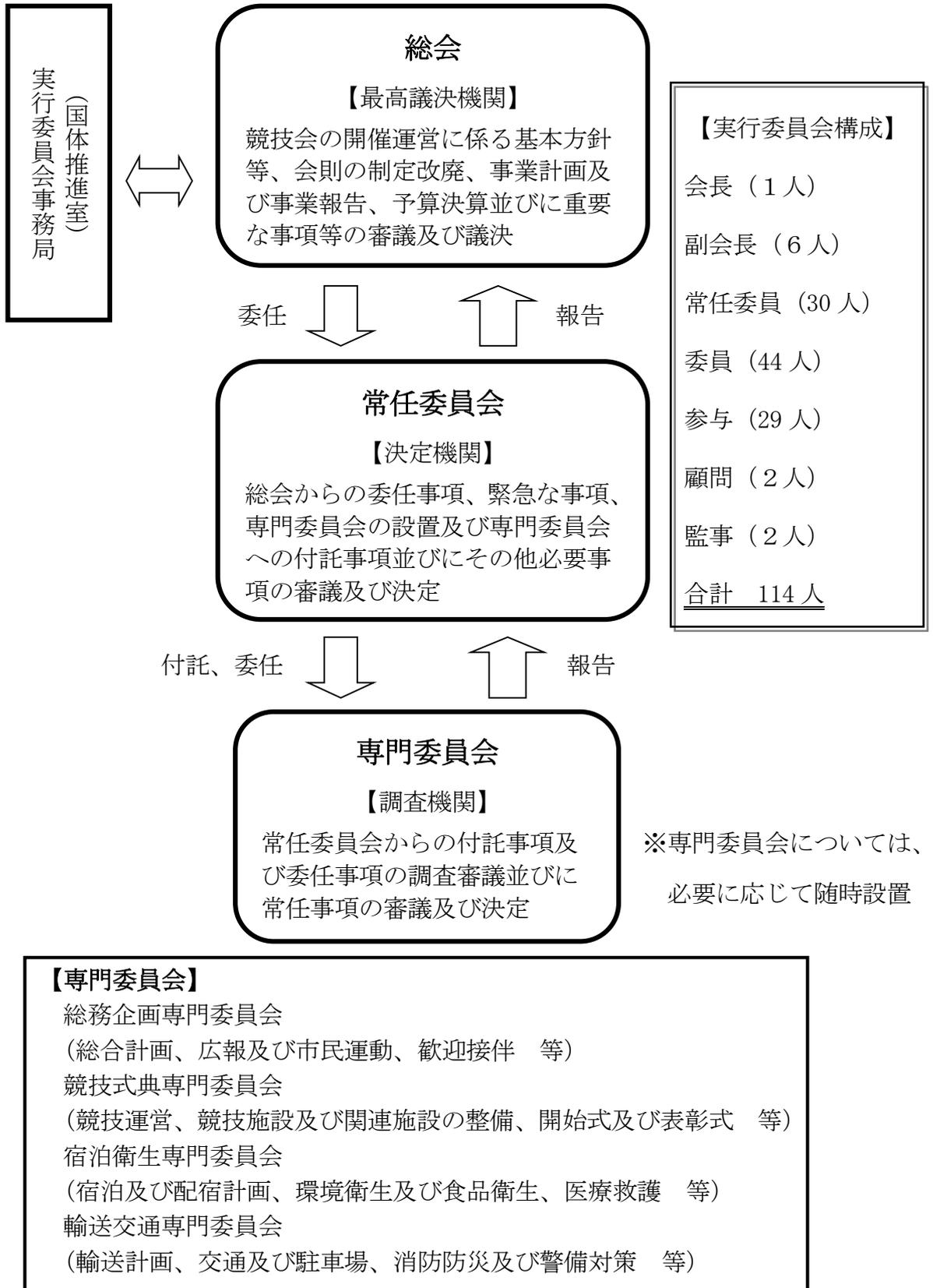
附則

- 1 この会則は、平成30年1月29日から施行する。
- 2 準備委員会の設立時の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、施行の日から平成30年3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は、平成30年10月2日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会いなべ市準備委員会の委員、役員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の委員、役員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

三重とこわか国体いなべ市実行委員会組織図



第76回国民体育大会いなべ市開催基本方針

1 基本方針

第76回国民体育大会「三重とこわか国体」は、人々が夢と感動を覚え、市民の皆さんが郷土の一体感を感じ、あわせて豊かな交流の輪が生まれ、広がっていく大会を目指します。

また、この大会の開催を契機に競技力の向上や生涯スポーツ社会の実現など、本市におけるスポーツの振興を図るとともに、本市の恵まれた自然、歴史及び文化等の地域資源を全国に発信する絶好の機会としてとらえ、本市が目指す「住んでいーな！来ていーな！活力創生のまち いなべ」の実現に向けたまちづくりを推進します。

2 実施目標

(1) 市民参加及び市民協働による大会

喜びと感動を共有できる魅力ある大会の開催に向け、市民への開催の周知に努めながら市民の参加意識の高揚を図り、市民総参加の大会を目指します。

また、市民、関係機関、関係団体及び行政との緊密な連携を図りながら市民協働による大会運営に万全を期します。

(2) 生涯スポーツ社会につながる大会

国体を一過性のスポーツイベントに終わらせず、国体の開催を契機に市民のスポーツへの関心を高め、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、さらなる振興を図ります。

(3) 簡素及び効率化を図る大会

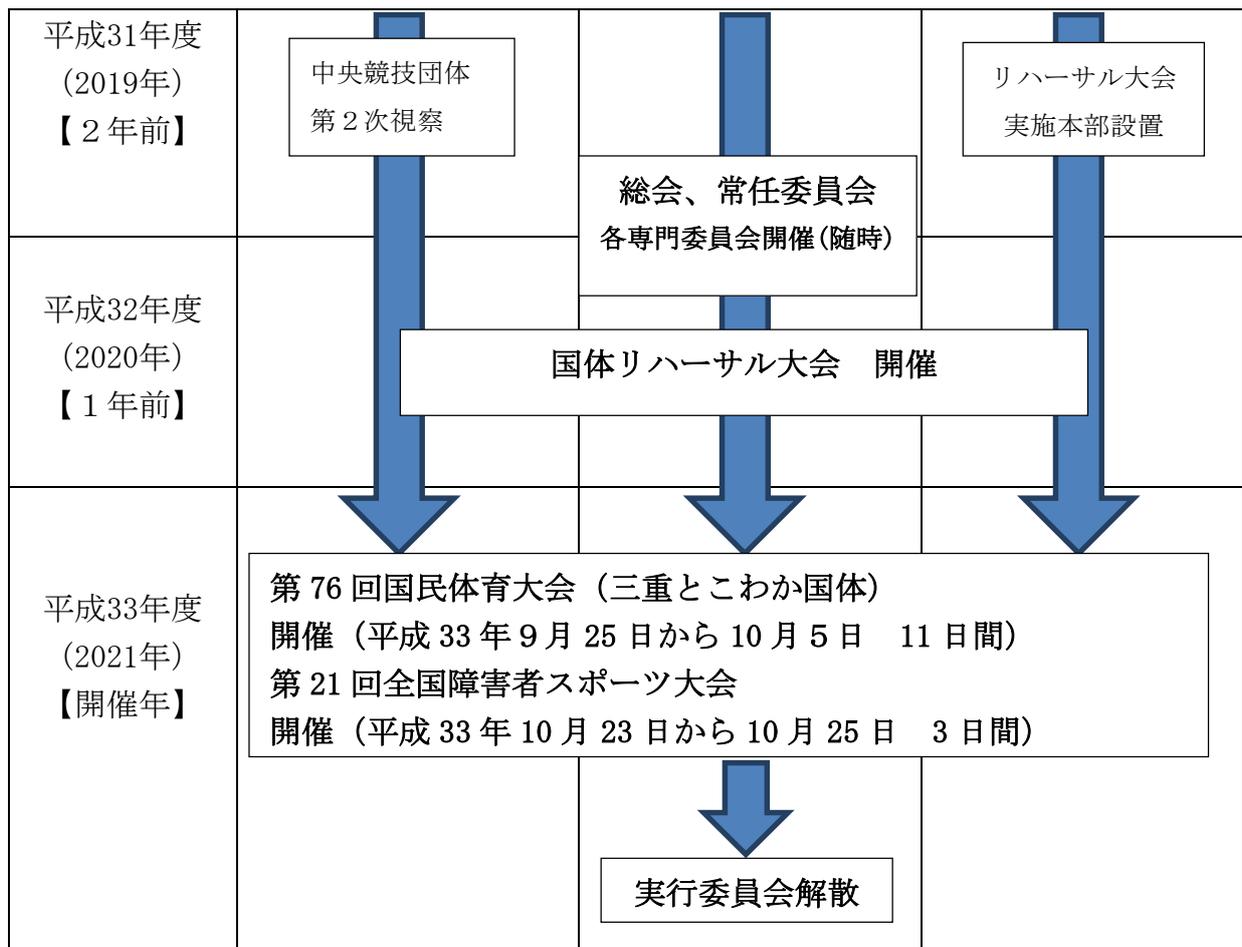
国体の簡素及び効率化の趣旨に沿い、創意工夫、既存施設の有効活用等、開催経費低減の推進に努めながら、いなべ市らしい魅力と活力のあふれる大会の運営を目指します。

(4) 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

本市を訪れる全ての方々に対する心のこもったおもてなしや広報活動を通じ、恵まれた自然や歴史及び文化など本市の魅力ある地域資源を全国に発信する機会とします。

第76回国民体育大会開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	市準備（実行）委員会	市
平成23年度 (2011年) 【10年前】	開催要望書提出（県） 開催内々定		
平成24年度 (2012年) 【9年前】	会場市町選定（順次）		
平成25年度 (2013年) 【8年前】			教育委員会生涯学習課内で国体関係事務実施
平成26年度 (2014年) 【7年前】			
平成27年度 (2015年) 【6年前】	中央競技団体正規視察		
平成28年度 (2016年) 【5年前】	開催申請書提出（県） 開催内定		
平成29年度 (2017年) 【4年前】		設立発起人会 準備委員会設立	
平成30年度 (2018年) 【3年前】	会場地総合視察（日スポ協、文科省） 第76回国民体育大会 第21回全国障害者スポーツ大会 開催決定	総会、常任委員会 実行委員会発足（実行委員会事務局） 専門委員会設置 各専門委員会開催	教育委員会事務局に国体推進室を設置 庁内推進会議設置



※いなべ市競技別会期

1 ハンドボール競技

員弁運動公園体育館 9月25日(土)から9月28日(火)まで
 いなべ市立北勢中学校体育館 9月25日(土)

2 自転車競技(ロード・レース)

いなべ市特設ロードレースコース 10月3日(日)

第76回国民体育大会いなべ市開催準備経過概要

年度	年月日	経過概要
23	23. 8. 24	(財)三重県体育協会が三重県、三重県教育委員会に国民体育大会開催要望書を提出
	9. 1	(財)三重県体育協会が三重県議会議長に国民体育大会開催要望書を提出
	9. 14	三重県議会平成23年第3回定例会において、知事が第76回国民体育大会について招致を表明
	10. 18	三重県議会平成23年第3回定例会において、平成33年第76回国民体育大会の招致を決議
	11. 15	三重県、三重県教育委員会及び(財)三重県体育協会の連名により文部科学省及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
23	24. 1. 11	(公財)日本体育協会理事会において平成33年第76回国民体育大会の三重県開催を了解(内々定)
24	7. 18	第76回(平成33年)国民体育大会開催準備に関する市町説明会開催
	8. 31	第76回国民体育大会三重県準備委員会設立総会、第1回総会及び第1回常任委員会開催
	10. 19	第76回国民体育大会の開催準備にかかる第1回市町連絡調整会議開催(会場地希望調査開始)
25	25. 5. 29	第76回国民体育大会三重県準備委員会第2回常任委員会開催
	7. 2	第76回国民体育大会三重県準備委員会第2回総会開催
	7. 8	第2回市町連絡調整会議及び第2回競技団体連絡調整会議開催
	10. 29	<u>市町開催希望調査書を提出(ハンドボール競技)</u>
	26. 2. 4	国体準備委員会事務局に会場候補地選定の内諾書(ハンドボール競技)を提出
	3. 25	第76回国民体育大会三重県準備委員会第3回常任委員会開催 <u>第76回国民体育大会三重県準備委員会第3回常任委員会において、ハンドボール競技の会場地として選定される。</u>
26	26. 5. 16	第3回市町連絡調整会議及び第3回競技団体連絡調整会議開催

年度	年月日	経過概要
26	7. 17	第76回国民体育大会三重県準備委員会第3回総会開催 第4回市町連絡調整会議開催
	8. 12	第76回国民体育大会三重県準備委員会第4回常任委員会開催
	9. 17	第5回市町連絡調整会議及び第4回競技団体連絡調整会議開催
	27. 1. 20	<u>市町開催希望調査書を提出(自転車競技)</u>
	2. 17	第76回国民体育大会三重県準備委員会第5回常任委員会開催
	3. 18	<u>第76回国民体育大会三重県準備委員会第5回常任委員会において、自転車競技(ロード・レース)の会場地として選定される。</u>
27	27. 4. 27	第6回市町連絡調整会議開催
	7. 27	第76回国民体育大会三重県準備委員会第6回常任委員会及び第76回国民体育大会三重県準備委員会第4回総会開催
	8. 18～19	<u>中央競技団体正規視察(ハンドボール競技)</u>
	28. 1. 25	第76回国民体育大会三重県準備委員会第7回常任委員会開催
	2. 1	<u>中央競技団体正規視察(自転車競技)</u>
28	28. 5. 10	第7回市町連絡調整会議及び第6回競技団体連絡調整会議開催
	7. 20	日本体育協会理事会において、平成33年第76回国民体育大会の三重県開催が内定
	8. 2	第76回国民体育大会三重県準備委員会第8回常任委員会及び第76回国民体育大会三重県準備委員会第5回総会開催
	8. 8	<u>オリンピック開催に伴う追加競技開催希望調査書を提出(自転車競技ロード・レース女子)</u>
	29. 2. 1	第8回市町連絡調整会議及び第7回競技団体連絡調整会議開催
	3. 15	<u>国体競技別会期打ち合わせ(自転車競技)</u>
	3. 16	<u>国体競技別会期打ち合わせ(ハンドボール競技)</u>
	3. 27	第76回国民体育大会三重県準備委員会第9回常任委員会開催
29	29. 5. 10	第9回市町連絡調整会議及び第8回競技団体連絡調整会議開催
	7. 26	第1回会場地市町宿泊担当者会議開催

年度	年月日	経過概要
29	7. 31	第76回国民体育大会三重県準備委員会第10回常任委員会及び第76回国民体育大会三重県準備委員会第6回総会開催
	<u>10. 31</u>	<u>第76回国民体育大会三重とわか国体いなべ市準備委員会設立発起人会開催</u>
	<u>30. 1. 29</u>	<u>第76回国民体育大会三重とわか国体いなべ市準備委員会設立総会及び第1回総会</u>
	30. 1. 31	第11回市町連絡調整会議
	<u>30. 3. 19</u>	<u>第76回国民体育大会三重県準備委員会第11回常任委員会において、自転車競技（ロード・レース）（種別女子）の会場地として追加選定される。</u>
30	<u>30. 4. 1</u>	<u>いなべ市教育委員会事務局に国体推進室を設置</u>
	5. 9	第11回市町連絡調整会議及び第9回競技団体連絡調整会議開催
	5. 21～22	日本スポーツ協会・スポーツ庁による総合視察
	7. 18	第76回国民体育大会（三重とわか国体）の開催が正式決定
	7. 23	第76回国民体育大会三重県準備委員会及び三重とわか国体・三重とわか大会実行委員会第1回総会開催
	<u>8. 2</u>	<u>第76回国民体育大会いなべ市準備委員会第1回常任委員会開催</u>
	<u>10. 2</u>	<u>第76回国民体育大会いなべ市準備委員会第2回総会及び三重とわか国体いなべ市実行委員会第1回総会開催</u>
	10. 29	第12回市町連絡調整会議
	<u>31. 2. 5</u>	<u>三重とわか国体いなべ市実行委員会第1回総務企画専門委員会開催</u> <u>三重とわか国体いなべ市実行委員会第1回競技式典専門委員会開催</u>

※（下線）が、いなべ市関係